

必ずお読みください！

災害ボランティアセンター等での個人情報の取り扱いについて

個人情報の取得・利用・管理については個人情報保護法及び各自治体の個人情報保護条例等に従い同意を得ることを前提に、法律・条例と共に、まずは、災害ボランティアセンターの運営主体である各団体で作成している「個人情報保護規程」を順守する必要があります。その上で、以下のようなポイントについて検討・整理すると良いでしょう。



災害ボランティアセンターでは、多くの被災者やボランティア活動希望者が集まり、多数の個人情報を取り扱うこととなります。また、災害ボランティアセンターの運営が、多様な団体からの短期かつ複数の応援派遣を受けて行われるため、個人情報の管理の徹底が困難な状況が発生する可能性もあります。更に、新型コロナウイルス感染拡大対策としてオンラインでのボランティア登録も広まっていることから、電子媒体での個人情報の取り扱いも増えており、書面と電子データの両方で十分な注意を払って情報の管理を行うことが必要となります。



ボランティアセンターにおける個人情報の適切な管理に向けた対応のポイント

① パソコンの入力作業・管理について

パソコン入力、閲覧できる担当者を限定したり、入力閲覧者の記録簿を作成したり、個人情報が記載されているデータにパスワードを付けたりして適切に管理する。データのコピーは禁止し、削除する場合は完全に削除できたかを確認する。

② パスワードの管理

パスワードの管理は、災害ボランティアセンターの設置・運営主体である団体の職員を管理者とすることを原則とする。管理者の変更は引継ぎを確実にする。

③ オンラインによる入力

オンラインを利用してボランティア登録などを行う際には、使用する入力フォームのセキュリティに注意し、情報を暗号化するSSL等の情報通信サービスを使用する。



ボランティアセンターの運営スタッフ・応援スタッフに個人情報管理してもらうポイント

応援職員に対し、応援業務中に把握した個人情報や個人情報にアクセスできる情報について目的外に使用しないこと等適切な個人情報の管理について周知・徹底を図り、場合により応援職員の承諾書を求める。



ウェブサイトやSNSでの発信のポイント

- ・ウェブサイトやSNSで発信する写真や文章に個人情報が含まれていないか、発信前に複数のスタッフで確認する。
- ・ボランティアに対して、活動中に写真を撮らないこと、活動に関する情報をSNS等で発信する場合は個人情報の扱いに十分配慮することを、オリエンテーション時に説明する。



平常時における管理に向けた対応のポイント

平時から上記のポイントや災害時における個人情報保護に関する具体的な対応及び体制の環境整備を行う。

(例：「プライバシーマーク (Pマーク)」の取得の他、発災時を想定した訓練、資料の作成、研修の実施など)。

以上